

経済振興委員会報告資料

訴えの提起について

令和3年3月
経済観光文化局

訴えの提起について

本件は、退職手当返納金及び損害賠償示談金の支払いをしない元職員に対し、退職手当返納金及び損害賠償示談金等の支払いを求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載しておりません。

1 訴訟の相手方

(1) 氏名

■■■■■ (元福岡市職員、退職時 経済振興局主査)

(2) 住所

千葉県松戸市 ■■■■■

2 本市の請求内容

- (1) 退職手当返納金 20,275,600 円及び平成 23 年 3 月 12 日以降の退職手当返納金に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した延滞金
- (2) 損害賠償示談金 3,368,945 円及び平成 23 年 4 月 1 日以降の損害賠償示談金に対する年 5 分の割合による遅延損害金
- (3) 訴訟費用

3 事案の内容

(1) 概要

訴訟の相手方である元職員は、昭和 49 年 8 月 1 日に本市職員として採用され、平成 15 年 4 月 15 日から平成 20 年 4 月 8 日までの間、経済振興局産業政策部に所属し、ロボスクエア運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の業務を担当していた。

元職員はその在籍期間中、業務委託の相手方と共謀して不正な業務委託契約を締結し、運営委員会より金員を詐取した。また、別の業者からは発注者としての優越的立場を利用し、賄賂を受け取った。

元職員は、平成 21 年 2 月 28 日付で本市を自己都合にて退職をした後、在職期間中の上記詐欺容疑により平成 22 年 4 月 26 日に逮捕され、同年 5 月 17 日に起訴された。また、平成 22 年 6 月 3 日には上記収賄容疑で逮捕され、同年 6 月 24 日に起訴された。

その後、平成 23 年 2 月 4 日に詐欺・収賄の罪により懲役 3 年・執行猶予 5 年の有罪判決を受け、同年 2 月 19 日に判決が確定した。

(2) 退職手当返納金について

元職員に対しては、自己都合退職後の平成 21 年 3 月 27 日に退職手当を支払い、その後、元職員が逮捕、起訴され、禁固以上の刑が確定したことに伴い、「福岡市退職手当支給条例」第 19 条、「福岡市退職手当支給条例施行規則」第 14 条の規定に基づき、平成 23 年 3 月 10 日付で退職手当返納命令書を発出するなど、退職手当の返納を求めてきたが、一切返納がなされていない。

(3) 損害賠償示談金について

元職員は、不正な業務委託契約締結により、金員を詐取した事件について、平成 22 年 12 月 24 日に損害賠償に関する示談書を運営委員会との間で締結し、金 7,380,945 円の支払い義務を認めた。運営委員会に対して、平成 22 年 12 月 27 日に 500,000 円を、平成 23 年 2 月 8 日に 3,500,000 円を支払ったが、平成 23 年 3 月以降、示談書の取り決めによる支払いが行われなくなった。

運営委員会は、平成 25 年 6 月 6 日付で解散し、同日、本市に対して、損害賠償示談金債権が譲渡された。

(4) 今後の対応について

本市は、これまでの間、元職員に対して、再三にわたり上記返納等を求めてきたが、元職員は資力がないことを理由に支払いに応じず、資産調査等に必要となる書面の提出も行わなかった。平成 31 年 3 月から令和 2 年 2 月にかけて計 11 回にわたり、損害賠償示談金として合計金 12,000 円を支払うことはあったが、令和 2 年 2 月 25 日を最後に支払いも途絶え、令和 2 年 1 月 15 日に元職員より入電があったのを最後に、連絡が取れない状態となっている。

以上のことから、退職手当返納金 20,275,600 円及び「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」に定める延滞金並びに損害賠償示談金残額の 3,368,945 円及び示談書に定める遅延損害金の支払いを求め、訴えを提起するものである。